省　令

○総務省令第百七号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月三十日

総務大臣　武田　良太

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～7　略］ 8　法別表第一の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百六条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　水産業協同組合法第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三　水産業協同組合法第百十条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 四　水産業協同組合法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［9～178　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～7　同上］ 8　［同上］ 一　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の二第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　水産業協同組合法第百二十一条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三　水産業協同組合法第百二十一条の五の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 四　水産業協同組合法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［9～178　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

○総務省・経済産業省令第三号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月三十日

総務大臣　武田　良太

経済産業大臣　梶山　弘志

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令の一部改正）

第一条　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令（平成十三年総務省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「。記名押印又は署名」を削る。

様式第二中「（代表者が名称及び代表者の氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）」を削る。

様式第三から様式第十一までの規定中「。記名押印又は署名」を削る。

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「役職名、氏名及び記名押印又は署名」を「役職名及び氏名」に改める。

様式第一から様式第四までの規定中「。記名押印又は署名」を削る。

附　則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

○厚生労働省令第百八十八号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）及び漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和二年政令第二百十七号）の施行に伴い、並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十九条第一項の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。